

いちかわスポーツフェスタ協賛要領

第1. 趣旨

この要領は、いちかわスポーツフェスタ（以下、「フェスタ」という）の開催の趣旨に賛同する企業及び団体等並びに個人からの協賛金に関し、必要な事項を定める。

第2. 協賛の種類

（1）協賛金

協賛金は1口10,000円以上とし、フェスタの開催を目的とする資金として活用する。

（2）協賛物品

物品等の提供とし、フェスタの開催を目的とする資源として活用する。

第3. 協賛金等の使途

（1）協賛金等の使途は、フェスタ開催のための開催経費及び開催物品等に充当する。

（2）協賛金等の使途は、前項の他、いちかわスポーツフェスタ実行委員会（以下、「実行委員会」という）の協議により必要とされる支出に充てることができる。

第4. 協賛による特典

（1）下記のフェスタに関わる広告物へ、協賛者等の名称を掲載することができる。但し、掲載する広告については、協賛者の広告に限るものとし、その権利を第三者に譲渡することはできない。

なお、掲載箇所については、協賛金・協賛物品の総額に応じて掲載する。

①当日来場者に配布するパンフレットに協賛者等の名称を掲載

②会場のステージバックパネルに協賛者等の名称を掲載

（2）希望により、フェスタ当日チラシを配布することができる。

第5. 協賛の手続き

協賛金の申込は、様式第1号「いちかわスポーツフェスタ協賛金申請書」に必要事項を記入し提出するものとする。

第6. 協賛金の管理

協賛金の管理は実行委員会が行うこととし、実務は会計が執り行うものとする。

第7. その他

（1）協賛物品・広告物への掲載内容・配布物について、以下に該当する場合はこれを受領しないものとする。

- ・本フェスタの趣旨に反すると認められるもの。
- ・法令等に違反すると認められるもの。
- ・公の秩序若しくは善良な風俗を乱す恐れがあると認められるもの。
- ・政治活動、宗教活動、風俗営業等に関わるものと認められるもの。
- ・個人の氏名を宣伝する目的のものと認められるもの。
- ・その他、実行委員会において適当でないと認めたもの。

（2）フェスタがやむを得ない事情で中止になった場合でも、協賛金等は原則として返還しない。

（3）協賛に関して疑義が生じた場合は、互いに協議のうえ誠意をもって解決にあたるものとする。

いちかわスポーツフェスタ協賛について

◎ 申込方法

別添の協賛金申込書を令和元年 8 月 16 日（金）までに事務局へ郵送及びお振込をお願いいたします。

なお、協賛金につきましては、銀行振込でお願いいたします。

また、協賛品につきましては、別途ご連絡をいただきますようお願い申し上げます。

○ 受付窓口及び連絡先

いちかわスポーツフェスタ実行委員会事務局

（市川市文化スポーツ部スポーツ課内）

住所：〒272-0023

市川市南八幡4丁目2番5号 いちかわ情報プラザ201号

TEL：047-318-2013

FAX：047-318-2014

○ 振込先

銀行名：千葉銀行 市川市役所出張所

口座番号：普通預金 3064765

口座名義：いちかわスポーツフェスタ実行委員会 会計 谷内 弘美

※振込依頼書をもって領収書に替えさせていただきます。